

岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

平成24年 6月29日 規則第1号

岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第14号）の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の勤務時間、休日及び休暇等）

第2条 岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇等については、釜石市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年釜石市規則第5号の2）の例による。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。